

学童クラブ条例

平成24年12月10日 条例第74号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業として実施する新B(ボ)O(ッ)P(プ)学童クラブ事業について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 新BOP学童クラブ事業は、ベース・オブ・プレイング事業（世田谷区立学校施設の開放に関する規則（昭和53年11月世田谷区教育委員会規則第9号）に基づき世田谷区立小学校（以下「区立小学校」という。）の施設を利用し、遊びを通して学年を超えた児童間の交流を図るとともに児童の創造性、自主性、社会性を要請する事業をいう。）と一体的に実施するものとする。

(事業の内容)

第3条 新BOP学童クラブ事業においては、区立小学校の各施設において新BOP学童クラブを運営し、次に掲げる事業を行う。

- (1) 遊びと生活の場の提供
- (2) 遊びを通じた生活指導
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

2 新BOP学童クラブの名称及び活動場所は、別表のとおりとする。

(対象児童)

第4条 新BOP学童クラブに入会することができる児童は、区内に在住し、又は区立小学校に在籍する児童であつて、かつ、保護者の労働及び疾病等の事由により、放課後又は学校休業日に家庭において適切な保護及び育成を受けることができないもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 小学校1年生から3年生までの児童
- (2) 小学校6年生までの児童であつて、心身の発達等により個別的配慮を要する状態にあるもの

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認める者は、新BOP学童クラブに入会できる。

(入会の申請等)

第5条 新BOP学童クラブに入会しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

(入会の不承認)

第6条 区長は、新BOP学童クラブへの入会を不相当と認めるときは、新BOP学童クラブの入会の承認（以下「入会承認」という。）をしないことができる。

(入会承認の取り消し)

第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会承認を取り消すことができる。

- (1) 第4条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により入会承認を受けたことが判明したとき。
- (3) 正当な理由がなく長期にわたって新BOP学童クラブを欠席しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。

(利用料)

第8条 入会承認を受けた児童の保護者は、規則で定める期日までに児童1人につき月額5,000円の利用料を納付しなければならない。ただし、児童が各月初日から15日までの間に新BOP学童クラブを退会しまたは各月16日から末日までの間に新BOP学童クラブに入会した場合には、利用料の額は、児童1人につき月額2,500円とする。

(利用料の減免)

第9条 区長は、規則で定めるところにより、利用料を減額し、又は免除することができる。

(利用料の還付)

第10条 区長は、規則で定めるところにより、すでに納付された利用料の全額または一部を還付することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則 この条例は、平成25年7月1日から施行する。